

令和4(2022)年度 ユニットセンターの評価視点について

※赤字が令和3年度からの変更案

令和4年度年次評価(案)			(参考) 令和3年度年次評価	
総合評価指標	評価(案)	備考		
状況 フォローアップ	現参加率	各ユニットセンターの規模を把握するための参考資料としてのみ活用する(評価は行わない)。	令和3年度年次評価に同じ。	各ユニットセンターの規模を把握するための参考資料としてのみ活用する(評価は行わない)。
	質問票回収状況	年齢別質問票・学年別質問票の回収率が■%(UC平均)以上を◎とする。	一部見直し。学年別質問票を評価対象に加える。 6ヶ月~10歳、小1~小4までの合計の質問票回収率の平均を計算して指標を設定する。	質問票の回収率(6ヶ月~9歳)が83.5%(UC平均)以上を◎とする。
		また、令和3年度、令和4年度と継続して回収率が0.5SD以上の場合は◎を加点する。	令和3年度年次評価に同じ。 ※継続して回収率を維持しているUCへの加点要素。	また、令和2年度、令和3年度と継続して回収率が0.5SD以上の場合は◎を加点する。
	質問票回収率の維持状況	差異が■ポイント(UC平均)未滿を◎とする。	一部見直し。学年別質問票を評価対象に加える。 6ヶ月回収率と小4回収率の差より指標を設定する。	差異が17.5ポイント(UC平均)未滿を◎とする。
	質問票回収率の直近の改善状況	傾きの差異がプラス(前年度より改善)の場合を◎とする。	一部見直し。学年別質問票を評価対象に加える。 R4の質問票回収率(6ヶ月~小4)の一次直線の傾きを、R3の質問票回収率(6ヶ月~小3)と比較。	傾きの差異がプラス(前年度より改善)の場合を◎とする。
業務 全体の調査 取組に係る	参加者の調査参加へのモチベーション維持や質問票回収率の維持・向上の取組 ※●以上のUCから互選があった上位●UCに評価点を加点する(評価WGで検討)。	一部見直し。 令和3年度までは、一括で評価していたフォローアップに係る取組を、エコチル調査の課題を踏まえ、 ・「参加者の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」 ・ 成果の社会還元 の2つの観点に分けて評価し、それぞれ加点要素とする。	PDCAの観点を踏まえ、特に優れたフォローアップに係る取組を行っている場合を◎とする。	
	成果の社会還元の取組 ※●以上のUCから互選があった上位●UCに評価点を加点する(評価WGで検討)。	①ユニットセンター同士で、お互いのPDCAの取組を読みその中から「良い取組」と思われる取組を5つあげる。 ②①の集計結果を踏まえ、評価WGにて評価WG委員が「特に優れた取組」として◎をつけるユニットセンターを選定する。	<PDCAの取組の視点> ①参加者の調査参加へのモチベーションの維持 ②質問票回収率の維持・向上 ③コミュニケーション活動(単純な広報活動とは別に、イベントへの参加人数、イベント参加者へのアンケート・ヒアリング結果やその対応状況等を総合的に評価) ④アウトリーチ、その他 ※令和3年度は5以上のUCから互選があった上位9UCに、評価点を加点した。	

令和4年度年次評価（案）			（参考）令和3年度年次評価
総合評価指標	評価（案）	備考	
エコチル調査の成果	エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章	新規。 年次評価においてユニットセンターが提出する自己点検シートから把握。	—
	学術論文等の発表	特に優れた学術論文や成果発表があった場合を◎とする。 ※●以上のUCから互選があった上位●UCに評価点を加える（評価WGで検討）。 一部見直し（論文の質に関する視点を追加）。 ①ユニットセンター同士で、前年度の年次評価以降に発表された論文について、論文数や論文の質 [*] 等を総合的に評価し、「論文発表について優れたユニットセンター」を3つあげる。 ※インパクトファクターや学会等における表彰などを参考に する ②①の集計結果を踏まえ、評価WG委員が「論文発表について特に優れたユニットセンター」として◎をつけるユニットセンターを選定する。	特に優れた学術論文や成果発表があった場合を◎とする。 * 令和3年度は6以上のUCから互選があった上位3 UCに評価点を加えた。
工 守 及 ル び 調 査 管 理 状 況 の	個人情報の管理状況	ルール違反等が確認された場合は、フォローアップ状況が良好であったとしても、総合評価においてS・A評価の対象としない。また、2回以上（年度をまたぐ場合を含む）同じ内容でルール違反を発生させた場合は総合評価をCとする。	令和3年度年次評価に同じ。
	成果発表ルールの遵守状況	上記に準ずる。 ただし、総合評価における減点の対象は、論文成果の事前審査や届出など、環境省やコアセンターへの手続きを一度も行わずに成果発表を行った場合など、エコチル調査の成果を発表する上で重大な問題となることが想定される場合を対象とする。	一部見直し。 左記のような事前審査や届出を一度も行わない場合ではなく、届出・報告の遅延があったりした場合は、軽微な違反と見なし、注意喚起を実施することとし、総合評価における減点の対象とはしない。なお、注意喚起への対応が不十分である場合などはこの限りではない。
総合評価の考え方	S：◎が5個以上あり、 且つ、フォローアップ状況の◎が4個 A：◎が3個以上ある（学術論文発表を除く） B：◎が1個又は2個ある（学術論文発表を除く） C：◎がない又は2回以上（年度をまたぐ場合も含む） 同じルール違反がある ※ 但し、ルール違反等があった場合は◎が3個以上の場合でもB以下となる	令和3年度年次評価に同じ。	S：◎が5個以上あり、 且つ、フォローアップ状況の◎が4個 A：◎が3個以上ある（学術論文発表を除く） B：◎が1個又は2個ある（学術論文発表を除く） C：◎がない又は2回以上（年度をまたぐ場合も含む） 同じルール違反がある ※ 但し、ルール違反等があった場合は◎が3個以上の場合でもB以下となる